

3 3 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターに 訪問介護事業運営規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 32 号

(事業の目的)

第1条 糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじが行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護(以下「指定訪問介護等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第22号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護の運営の方針)

第3条 要支援者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護を実施するにあたり、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護の実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

4 前項のほか、「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第19号)その他の関係法令

等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ

(2) 事業所の所在地 新潟県糸魚川市押上2丁目9番65号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1人

事業所における訪問介護員等、その他の従業者の管理、指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 4人以上

指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員 常勤換算で20人以上

指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。

(営業日及び営業時間等)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚労告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には次のとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」(以下「予防算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には次のとおりである。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、算定基準及び予防算定基準に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は糸魚川市の全域とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第10条 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

4 提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

(緊急時の対応等)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密保持)

第13条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(従業者の研修)

第14条 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施

(2) 継続研修 年2回以上実施

(記録の整備)

第15条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(苦情処理等)

第16条 指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問介護事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上行う。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第19条 事業所は感染症が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する。その結果を訪問介護員に周知する。

3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

4 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(ハラスメントの防止)

第20条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すこととする。ハラスメント防止のために、年1回は指針を徹底するなどハラスメント防止研修を行う。また、新規採用職員には、入職時にハラスメント防止研修を実施する。

2 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の精神的苦痛を与える迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止とする。

3 ハラスメントとは、職員が脅威、不快を感じればハラスメントに該当する可能性があるとする。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

附 則 (平成17年3月1日)

この運営規程は平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日)

この運営規程は平成17年3月19日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日)

この運営規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日)

この運営規程は平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日)

この運営規程は平成30年6月26日から施行する。

附 則 (令和6年1月1日)

この運営規程は令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

この運営規程は令和7年4月1日から施行する。